

浜田港連絡調整協議会 会則

(目的)

第1条 本会は、平成8年度「浜田港港湾計画改訂に伴う船舶航行安全対策調査」の検討結果に基づき、浜田港の港湾施設を有効に利用・運営し、船舶の安全かつ円滑な運航を図ることを目的とする。

2 本会の名称は、浜田港連絡調整協議会とする。

(事務)

第2条 本会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 船舶の入出港の安全確保に関すること
- (2) 船舶の離着岸、係船の安全確保に関すること
- (3) 荷役作業中の船舶及び施設の安全確保に関すること
- (4) 異常気象時・緊急時の対応に関すること
- (5) 港湾施設の保全に関すること
- (6) その他の本会目的の達成のために必要と認めること

2 前項の事務は、次号に掲げるものを対象としない。

- (1) 船社等利用者の視点にも配慮して、公正中立な科学的かつ客観的な検証・検討を行い、海域利用に係る安全対策に対する合意形成を図るべきもの
- (2) 効率的かつ的確に安全対策を確立し、関係者から合意形成を達成すべきもの

(組織等)

第3条 本会は、別表に掲げる機関等により構成する。

2 本会の会長は、島根県浜田港湾振興センター所長とし、会務を統括する。

3 本会の運営に関する事務を行う事務局を、島根県浜田港湾振興センター業務課におく。

(協議会の組織等)

第4条 会長は、必要な事項を協議するため、協議会を開催するものとする。

2 会長は、構成員から意見及び提案があった場合、これを協議会に諮るものとする。

3 会長は、必要に応じて、作業部会を設置することができる。

(細則の制定等)

第5条 会長は、この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な細則

を定めることができる。

2 本会は、第2条の事務から必要な指針、ガイドライン、マニュアル等を定めることができる。

(付 則)

この会則は、平成30年3月8日から施行する。

(付 則)

この会則は、令和6年3月19日から施行する。

【構成員名簿】

	機関・団体名	備考
国関係機関	中国運輸局島根運輸支局	
	中国地方整備局境港湾・空港整備事務所浜田港出張所	
	浜田海上保安部	
港湾利用者 ・関連団体	浜田港運株式会社	
	浜田港水先人（水先類似行為者）	
	山陰臨海サービス株式会社	
	日豊トランスポート株式会社	
	漁業協同組合 J F しまね浜田支所	
	浜田渡船組合	
	島根県港湾漁港建設協会	
山陰西部地区海洋レジャー安全対策連絡協議会		
県関係機関	島根県西部農林水産振興センター	
	島根県浜田港湾振興センター	